

# 審査基準

平成28年3月23日作成

法令名：風俗営業等適正化法
根拠条項：第7条の3第3項において準用する第7条第5項
処分の概要：法人の分割による許可証の書換え
原権者（委任先）：島根県公安委員会
法令の定め： 風俗営業等適正化法施行規則第1条（書換え申請書の提出）、第17条（許可証の書換えの手続）
審査基準：
標準処理期間：14日
申請先： 営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課（係）
問合せ先： 島根県警察本部生活安全部生活安全企画課（0852-26-0110内線3031）
備考：